

## 2023年 日本は都市公園制度制定150周年を迎えます。

日本の都市公園の基礎が築かれた「明治6年太政官布達第16号」から今年には150周年を迎えます。そこで日本の都市公園制度の150年の歴史と、記念事業について簡単にご紹介します。

### 1) 日本の都市公園の歴史

「明治6年太政官布達第16号」により、旧社寺の境内や江戸時代の花見の名所などが公園に指定されたのが日本の公園制度の始まりです。まず公園に指定されたのは、東京の浅草公園、上野公園、芝公園、深川公園、飛鳥山公園、新潟の白山公園、大阪の住吉公園、浜寺公園などの公園で、その後、全国に公園が誕生しました。

1919年には「都市計画法」（旧都市計画法）が制定され、都市公園は都市計画施設として位置付けられました。

1923年に発生した関東大震災（推定マグニチュード7.9。死者10万5千人以上）の後、都市公園は避難場所や火災の延焼防止の機能が見直され、震災復興事業として公園整備が進みました。被害の大きかった東京では、浜町公園、隅田公園、錦糸公園の他、52の小規模公園が新設されました。

第2次世界大戦後の混乱期には、公園の改廃が相次いだため、1956年、都市公園法が制定されました。これにより、都市公園の定義や設置や管理に関する基準等が定められました。これ以降、時代の変化に合わせて都市公園法は改正されてきています。

都市公園の整備が本格的に進んだのは、1972年に都市公園等整備緊急措置法が制定されてからです。

この法律が制定された1972年度当初、全国で大小合わせて約1万2千箇所、約2万4千haであった都市公園面積は、2020年度に、約11万3千箇所（112,714）、約12万9千ha（129,183ha）に増え、一人当たり都市公園等面積も約10.7㎡/人となりました。

現在は、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、社会資本も一定程度整備されたことから、緑とオープンスペース政策は新たなステージに移り、次の3つの観点を重視した取り組みが行われています。

1. 緑とオープンスペースのストック効果をより高める
2. 公園整備や管理運営において民間との連携を加速する
3. 個々の都市公園が有するポテンシャルに応じ、都市公園を柔軟に使いこなす

### 2) 都市公園制度制定150周年記念事業

今年には、都市公園制度制定150周年記念事業として、シンポジウムやセミナーの開催、ライトアップやフォトコンテスト、スタンプラリーなどのイベントが1年にわたり行われます。日本の都市公園の150年の歴史を振り返り、市民に都市公園の意義や必要性を再認識していただく絶好の機会であり、今後の都市公園の発展のために、1年間、国や全国の自治体や公園管理団体が連携してこの事業が実施されます。